

## 第 1 2 節 情報収集伝達体制の整備計画

関係機関	総務部総務課・自治広報課・情報政策課・農林課・道路河川課・消防本部
------	-----------------------------------

市は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から各機関との連絡を密にするとともに、和泉防災無線クラブ等の協力を得ながら情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努めるものとする。

### 第 1 市防災行政無線

#### 1 現況

市防災行政無線の整備状況は、次のとおりである。

基地局	1局(466.2750MHz)
移動局(車載)	11局
" (車載携帯兼用)	8局
" (可搬)	30局
" (携帯)	20局

#### 2 整備計画

##### (1) 移動系

災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、現場及び避難所等の応急対策を円滑に実施するため、無線機の整備増強を図る。

##### (2) 同報系他

本市には同報系無線は未整備であるが、地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、特に災害危険区域を優先的に整備について検討する。なお、当面は、消防本部で整備している消防団招集用の無線吹鳴装置を活用し、地域住民に情報を伝達するよう努めるものとする。

### 第 2 府防災行政無線等

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう情報システムの機能強化を図るとともに、防災関連情報のデータベース化に努めている。

### 第 3 土砂災害情報相互通報システム整備事業

市は、住民等の警戒意識の高揚を図り、また自主避難、自主防災の情報として活用するため、インターネットを活用し、市内山間部のテレメータ雨量情報をリアルタイムで提供するなどソフト面の事業を推進していく。インターネットにより情報収集できない住民等には、電話、FAX、携帯メール等により雨量情報を伝達できるシステムを整備していくこととする。また、勤務時間外における迅速な対応ができるよう、休日や夜間においては住民からの情報を自動応答装置により受信し、職員へ伝達できるよう併せて整備に努めることとする。

### 第 4 非常通信

#### 1 消防無線

##### (1) 現況

消防関係の通信施設の整備状況は、次のとおりである。

(平成15年4月1日現在)

消 防 緊 急 情 報 シ ス テ ム									
指 令 装 置	可 搬 型 自 動 追 尾 受 信 装 置	無 線 統 制 台	支 援 情 報 検 索 処 理 装 置	又 は 自 動 出 動 指 定 装 置	発 信 地 表 示 装 置	指 令 電 送 装 置	地 図 等 検 索 装 置	救 急 医 療 情 報 収 集 装 置	気 象 情 報 収 集 装 置
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(MHz)

消 防 波								救 急 波	
市 町 村 波 (単 信 方 式)		府 内 共 通 波 153.53	全 国 共 通 波 1 150.73	全 国 共 通 波 2 148.75	全 国 共 通 波 3 154.15			(複 信 方 式)	
151.59、154.31								143.50	147.50

(注) F Bに設置の市町村波の現用機とは別装置として、全国共通波を保有している免許人  
 F Bに設置の市町村波の現用機とは別装置として、府内共通波を保有している免許人  
 M Lの市町村波の現用機に全国共通波を保有して、切換えて使用できる免許人  
 M Lの市町村波の現用機に府内共通波を保有して、切換えて使用できる免許人  
 参考... F Bとは基地局のこと。M Lとは陸上移動局のこと。

(2) 整備計画

消防救急活動を迅速に実施するため、増強計画により消防無線の整備を推進する。

2 非常通信経路

災害のため有線通信系が不通となった場合、又は状況によりこれを利用することが著しく困難な場合には、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号及び第74条に基づき、災害発生の通報、人命救助、被災者の救援及び応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、消防本部、警察署、駅等において消防無線、警察無線、鉄道無線により通信の確保を図る。

なお、本市の非常通信経路は、資料編に掲載のとおりである。

第5 災害時優先電話、携帯電話等

(1) 災害時優先電話

災害発生時に、西日本電信電話株式会社等の指定している優先電話が十分に機能し、市の電話交換システムの円滑な対応が図れるよう、常に点検整備に努める。

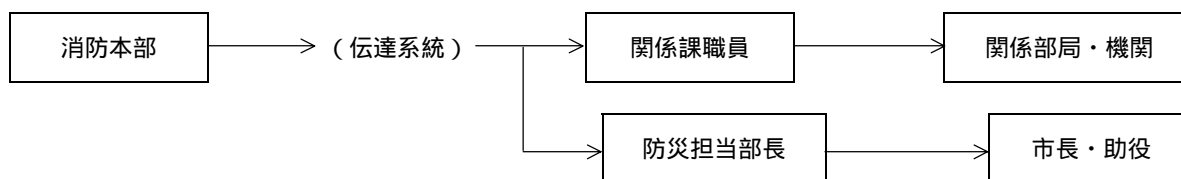
(2) 携帯電話等

災害時における防災行政無線の補完施設として情報収集や災害対策本部との迅速な連絡調整を行い、災害応急対策の初動体制を早期に確立し、また被災者への情報提供等のため、携帯電話、インターネット利用等の整備について検討する。

第6 情報収集・伝達体制の整備

市は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るものとする。特に、突発的な災害発生の場合に備え、情報収集伝達が行えるよう緊急対策員をあらかじめ指名しておくとともに、合わせて消防本部が24時間体制の確立を図るものとする。

勤務時間外の体制は、次のとおりとする。



さらに、災害時におけるコンピュータの保全対策を含め、防災情報システムの整備を図り、突発的災害に備えた体制の構築に努めるものとする。

## 第7 災害広報・広聴体制の整備

市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

### 1 広報体制の整備

#### (1) 広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

#### (2) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の項目整理

#### (3) 広報文案の事前準備

ア 地震の規模・余震・気象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ 災害時要援護者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

#### (4) 災害時要援護者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

### 2 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、あらかじめ専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

## 第8 気象等観測装置の整備

災害の発生を未然に防止するため、迅速かつ的確な気象情報等の把握が必要であることから、気象観測装置等の整備に努めるものとする。

### 1 気象観測装置

### 2 河川水位及び雨量観測所等

市域内の水位観測所等は、資料編に掲載のとおりである。

### 3 計測震度計

市は、大阪府が設置した計測震度計を活用して、初動体制等迅速な防災体制の確立を図るものとする。

資料編	防災関係機関連絡先一覧 管内雨量観測所一覧 管内ため池水位観測所一覧 管内河川水位観測所 非常通信経路
-----	---